

霧島農業振興地域整備計画変更等理由書

(1) 霧島農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移

(2) 農用地利用計画の変更理由

①農用地区域への編入

No.	農用地区域へ編入する土地	編入理由
1	牧園町三体堂字岩崎195番ほか2筆	本申出は、当該土地を茶畑として耕作するにあたり、農地バンクの事業を活用するために農用地区域に編入するものである。農用地へ編入することは特に問題ないと思われる。

②農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
2	隼人町小田字榎元430番1ほか1筆	本申出は、不動産業を営む申出人が申請地を地権者から買い受け、建売住宅を建設するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
3	隼人町西光寺字東免2463番1ほか1筆	本申出は、臨空団地の入り口に位置している場所に貸レスキューホテル（コンテナホテル）を建設するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
4	福山町福地字西村2441番4	本申出は、申出人の高齢化や後継者不在により、申請地の耕作が不可能になったため、植林し山林とするものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
5	溝辺町有川字有川原3291番2	本申出は、申出人が住宅及び通路・敷地造成と、新たに住宅を建設する部分の除外をするもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
6	霧島田口字栢田原2093番地5	本申出は、不動産業を営む申出人が、事業の拡大に当たり店舗を建設しようとするもの。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。

③用途変更

No.	農用地区域内で用途区分を変更する土地	変更理由